

教育行政及び教育指導の重点方針(平成23年度)

大分県教育委員会

大分県教育委員会は、昨年度から、県民の皆さんに県教育委員会の姿勢や重点的な取組をご理解いただくため、「教育行政及び教育指導の重点方針」を作成しています。

この重点方針は、今年度、県教育委員会の教育行政及び教育指導において特に重点的に取り組む事項を取りまとめたものです。この重点方針を着実に実施するとともに、あらゆる視点から不断の見直しを行い、果敢に、しつこく改革を進めていくことにより、教育の実を上げていきます。

今年度のキーワード「点から面へ」、「徹底」

昨年度は、効果的な実践を当該教員や学校から県内全体に広げていくとともに、当たり前のことをおろそかにせず徹底して取り組むこと、すなわち「点から面へ」、「徹底」をキーワードに取組を進めてきました。全県的に意識が大きく変わっており、学力・体力向上などの効果的な取組の広がりが見られます。しかし、まだまだ十分なものではありません。

このため、今年度も県、市町村、学校で効果的な取組を「点から面へ」展開し、「徹底」して行うことに主眼をおき、以下の視点を踏まえつつ取組を進めていきます。

- ① 学校内での「点から面へ」の取組を進めるため、各学校で一人ひとりが主体的に取り組むことはもちろん、組織としての取組を目指します。
- ② 前例踏襲を果敢に見直し、効果的な取組をまずやってみるということを徹底します。それも、特別なこととして実践するのではなく、日常化することを目指します。
- ③ 各教職員が抱える教育課題の解決や授業改善に結びつくヒントとなる取組などの情報を組織的に活用できるよう一元的に蓄積し、誰もが効果的な取組にアクセスしやすい環境を構築します。

今年度の重点方針

1. 小・中学生の学力・体力の底上げを図る。
2. 時代の変化を見据えて子どもを育てる。
3. 高校生の大学進学力、就職力を向上させる。
4. 子どもたちの学びの機会を保障する。
5. 子どもたちの安全・安心を確保する。
6. 県民総ぐるみ(学校・家庭・地域)で子どもを育てる。

1. 小・中学生の学力・体力の底上げを図る。

- 大分県の小・中学生の学力・体力の状況は、全国学力調査や全国体力調査では全国平均を大きく下回っている。特に、学力・体力の低い層の子どもの割合が全国と比較して高いことが大きな問題である。
- 基礎的・基本的な学力・体力を身に付けることは、全ての県民の願いである。子どもが将来どのような道に進むとしても必要であり、学力の捉え方は様々な議論があるが、少なくとも測定可能な基本的な力を学校できちんと身に付けさせることは必須である。
- 学力・体力向上にあたっては、全ての子どもが身に付けるべき最低限の基礎・基本を徹底するという義務教育の目的に沿った視点から、低学力層・低体力層の子どもの底上げを徹底することが最優先の課題である。その取組の成果を今年度、目標としている九州トップレベルの学力という結果に結びつけることを目指す。このため、効果的と考えられる以下の事項に最重点で取り組む。

①授業力の向上

- ・授業の「まとめ」を必ず行い、小テストなどでねらいの達成度を確認する「1時間完結」型授業を徹底する。（「めあて」、「展開」、「まとめ」など、授業の流れに沿った板書計画を立て、子どもに対するノート指導も徹底する。）（学校）
- ・学力向上支援教員や体育専科教員による模範授業の公開や他校での巡回指導などにより、効果的な取組を域内で共有する。（県・市町村）
- ・優れた教員の授業映像や個々の教員が作成した質の高い教材等の情報をデジタル化、データベース化して集積・共有化することにより、教職員がよい取組を徹底して取り入れやすくするための仕組みを導入する。（県）

②学校の組織的取組の日常化

- ・教職員が個として活動するだけでなく、校長のリーダーシップのもと、指導的立場の教職員の活用などにより、学校の教育目標を達成するため、組織として取り組む学校運営を目指す。（学校）
- ・朝の時間や放課後を活用した個別指導や読書タイム、トレーニングタイムの全校体制での計画的な実施を推進する。（学校）
- ・校長が教員一人ひとりの状況に応じた必要な指導・助言を行うための日常的な授業観察や教員同士が授業を見せ合う互見授業の取組を徹底する。（学校）

③学習のつまずきの早期解消

- ・個々の児童のつまずきを早期に解消するため、県内の小学校4・5年生に他の1学年（1～3年生、6年生）を加えた3学年を対象とし、夏季休業中において算数を中心に習熟の程度に応じた個別指導を実施する。（県・市町村・学校）
- ・習熟の程度の低いグループに対して、個別指導や習熟度別指導などによるき

め細かな指導を徹底する。(学校)

④学校・家庭・地域が一体となった取組

- ・学力・体力向上には家庭や地域との連携が効果的であることから、学校だけで取り組むのではなく、「学びの教室」、「学校支援地域本部」、「総合型地域スポーツクラブ」などの事業も活用し、学習活動や部活動への地域の人々の協力など、学校の外の力を可能な限り学校に取り込む。(市町村・学校)
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣を定着させるためには家庭の果たすべき役割が大きいですが、個々の家庭や子どもの問題として見過ごさず、家庭と学校が相互に働きかける関係づくりを目指す。(学校・家庭)
- ・家庭学習の時間が確保できるよう、学年に応じて予習・復習ができる適切な宿題の提示と確認を日常的に行う。(学校・家庭)

⑤教職員が教育活動に専念できるような支援の充実

- ・教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、研修・会議などの精選や開催方法の工夫などを行う。(県・市町村)
- ・学校に成績処理システム及び校内での情報を共有できるグループウェアシステムを構築し、教員の校務処理時間の短縮を図る。(県)
- ・「こころのコンシェルジュ」、「こころの機動班」及び「健康支援センター」の機動的な支援などにより、教職員の健康の維持増進を図る。(県)
- ・弁護士や医師などで構成する「学校問題支援チーム」が、学校に対する保護者・地域住民からの意見や要望などで、学校単独では解決困難な事案などへの対応や解決策の指導・助言を行う。(県)

2. 時代の変化を見据えて子どもを育てる。

- 経済のグローバル化や情報通信技術の著しい進歩によって、人、モノ、情報などの交流が盛んになるなど、世界との結びつきが強くなっている。情勢の変化を見据えた子どもの育成にあたっては、言語や文化の異なる異文化を直接体験し、国際理解を深め、国際感覚を養うという機会を増やすことが何より重要である。
- 国際交流にあたっては、外国の文化を理解するだけでなく、日本の伝統や文化のよさを深く理解し、積極的に発信し、相互に理解を深めることも重要である。
- 今年度から小学校で外国語活動が導入されるなど、時代の転換点にある今、次代を担う子どもを育成するため、以下の事項に重点的に取り組む。

①立地を活かした国際交流体験の拡大

大学等の留学生数が人口当たり日本一という本県の優位性を活かし、文化祭などの学校行事への留学生の招聘、立命館アジア太平洋大学等への社会見学などあらゆる機会を活用し、小・中学生が外国の文化や価値観に直接触れる機会の創出を目指す。(県・市町村・学校)

②小学校における外国語活動の導入

外国人との相互理解を進める上では、相手を理解し、自分の言いたいことをきちんと伝えられることが必要であり、基盤となる言語活動の充実を学校教育全体を通じてしっかりと行っていく。特に、外国語活動が導入される小学校でALTなどの積極的な活用を進めるとともに、教員の英語指導力向上のための研修の充実を図っていく。(市町村・学校)

③情報（ICT）教育の体制強化

本県では教職員の一人一台パソコンをはじめ、デジタル機器、無線LAN、教員へのサポート体制などのICT環境は飛躍的に整備されてきている。この環境を最大限に活用し、子どもがICTを活用できる力を確実に身に付けさせることが必要である。このため、教員同士が電子教材の共有等により、ICTを効果的に活用したわかりやすい授業を実践する環境をつくる。(県・市町村・学校)

3. 高校生の大学進学力、就職力を向上させる。

- 高校においては、生徒や保護者の希望する進学や就職をしっかりと実現できるようにすることが重要である。

①優れた教育実践の普及

新たに指導教諭を配置し、優れた教育実践を学校の内外に広める。(県)

②開かれた学校づくりの推進

自己評価や学校関係者評価に加え、第三者評価を導入し、県民に分かりやすい情報公開を行うとともに、様々な立場の意見を学校運営に取り入れ、よりよい高校教育に努める。(県・学校)

- 生徒が希望する大学に合格できるよう、以下の事項に重点をおいて取り組む。

①合同セミナーの開催

難関大学を目指す生徒を対象に、夏休み期間中や土日などを活用して、外部講師等によるセミナーを、受講を希望する生徒が一堂に会する形で開催する。(県)

②教員の授業力向上

外部講師による公開授業の評価・指導や中高教員による合同公開授業、先進的・専門的な指導技術を習得するための講習会への教員派遣などを行う。(県・学校)

- 生徒が希望する企業や職業に就くことができるよう、以下の事項に重点をおいて取り組む。その際、本県の持続的発展のため、優秀な人材の確保は極めて重要であり、県内就職率を平成23年度に九州1位(現在2位)とする目標に向けて取り組む。

①入学時からのキャリア教育の推進

1年次からの定期的な三者面談や進路指導をとおして、生徒・保護者に対して学校におけるキャリア教育の目標や具体的な取組の意義、必要性を明確に示し、教職員、生徒、保護者が共通認識のもとキャリア教育を推進する。(学校)

②普通教科、専門教科の基礎学力の定着

専門高校等の1, 2年生を対象に普通教科のテストを実施し、基礎的な学力の定着を図るとともに、専門の基礎的な知識・技術を身に付けるよう指導する。(学校)

③職業意識の醸成

挨拶や礼儀など職業人としてのマナーを学ぶため、社会人講師や先輩などの話を聞く機会を設けるとともに、生徒自らが企業の調べ学習などをとおして、企業を選択し、目標意識を持って主体的に取り組むようインターンシップを実施するなど、職業人としての資質能力の育成を図る。(学校)

④本県の産業特性に合った就職支援

本県産業の強みであるものづくり企業の見学や技術の資格取得に向けた補充学習などを行う。(県・学校)

⑤農林水産業を担う人材の育成

これからの農林水産業を担う若者には、基礎学力の向上はもとより、幅広い学習が必要である。そのため、教育課程を工夫・改善するとともに、農業大学校や農業関係機関などと連携した取組を行い、農業を生かす進路に結びつくようにする。(県・学校)

4. 子どもたちの学びの機会を保障する。

- どのような家庭環境等であっても、大分県の全ての子どもたちが等しく教育を受けることができるようにすることは公教育の使命である。
- 特別支援学校や特別支援学級に在籍する大分県の子ども数は増加傾向にあり、一人ひとりの障がいの状態は重度化・重複化している。このような状況のもと、特別支援学級を増設するとともに担当教職員の専門性を高めることを目的として以下の事項に重点をおいて取り組む。
 - ①特別支援学級の増設
小・中学校では、特別な支援を必要とする子どもの増加に対応した就学環境を整備するため、特別支援学級及び通級指導教室の増設を進める。(県)
 - ②特別支援学校のセンター的機能の強化
特別支援学校の教員が小・中学校等を訪問して、巡回相談や研修会を実施するとともに、特別支援学校において小・中学校などの教員を対象とした授業公開などを実施する。(学校)
 - ③特別支援教育の専門性の向上
特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習などを活用した単位取得をしやすい環境づくりを進めるとともに、通級指導教室や特別支援学級担当教員の専門性を高める研修会を実施するなど担当者を支援する仕組みを充実していく。(県・学校)
- 学ぶ意欲のある高等学校の生徒に対して奨学金の貸付を実施するとともに、入学時の一時的な学費（入学金、教科書代など）に充てるための入学支度金の貸付を実施し、保護者の経済的理由により修学の機会を失うことがないようにする。(県)
- 学校教育活動全体をとおして、人権への配慮が態度や行動に現れるような子どもの育成に努めるとともに、保護者や地域の方を対象とした研修の充実や指導者の養成を行うことにより、学校、家庭、地域が連携した取組を進める。(県・市町村・学校)

5. 子どもたちの安全・安心を確保する。

- 登下校や学校内での安全確保、いじめ・不登校や犯罪被害などから子どもを守り、安全・安心に学校生活を送れるようにすることは、子どもたちの学力や体力を向上させる取組の前提である。
- 子どもたちが安全・安心な学校生活を送れるようあらゆる事件や事故を未然に防止することを目的に、以下の事項に重点的に取り組む。

①登下校の安全確保

- ・通学路の安全点検や通学安全マップの作成、地域住民による登下校時の安全見守り活動などを行う。(学校・地域)
- ・「学校支援地域本部」を中心に、地域住民による登下校の安全指導、通学路の安全対策(草刈りなど)を実施する。(市町村・地域)

②学校内での安全確保

- ・平成23年度末までに県立学校施設の耐震化率100%を達成するため、校舎などの耐震化を重点的に実施する。(県)
- ・県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」の内容を徹底することにより、部活動中の事故を未然に防止する。(県・市町村・学校)
- ・新たに導入した「学校欠席者情報収集システム」の活用により、県内の学校における感染症による欠席・健康を一元的に把握し、感染症の流行の早期検知、早期対応、蔓延予防を徹底する。(県・市町村・学校)

③いじめ・不登校対策

- ・スクールカウンセラーの配置について、必要性の高い学校の配置時間を増やすなど、市町村教育委員会や学校の判断により柔軟な活用ができるようにする。(県・市町村・学校)
- ・指導力のあるスクールカウンセラーをスーパーバイザーとして地域の拠点校に新たに配置し、スクールカウンセラーへのアドバイスや協力して子どもの指導が行えるよう相談体制を拡充する。(県)
- ・子どもの些細な変化も見逃さずに、早期の家庭訪問などの初期対応を徹底して、保護者との信頼関係を構築する。(学校)
- ・スクールカウンセラーや教育支援センター任せにするのではなく、また、担任一人で悩むのではなく、校内不登校対策委員会を機能させ、校長のリーダーシップの下で学校内の横の連携、情報の共有化を図り、組織的な対応を徹底する。(学校)
- ・学校と警察の連絡制度やスクールサポーター(警察が配置する非行防止などに専門的な知識を持った非常勤職員)の有効活用など、警察との連携協力をさらに密にする。(県・市町村・学校)

6. 県民総ぐるみ(学校・家庭・地域)で子どもを育てる。

- 子どもの学力・体力などは生活習慣と関連が大きく、学校だけの頑張りでは限界がある。このため、学校、家庭、地域をはじめ県民総ぐるみで、子どもを育てていくことが重要である。
- 大分県には地域ぐるみでの取組で非常に成果をあげている市町村や学校があり、そうした取組を地域ぐるみで広げていこうという気運も高まってきている。1人の100歩よりも100人の1歩が大事である。この取組を県内にあまねく広げていくため、以下の事項に重点的に取り組む。

①気運の醸成

学校だけではなく、県民総ぐるみで子どもを育てる気運を醸成することが必要である。県、市町村、学校、保護者、地域住民などが共有認識を深め、さらに県内にあまねく気運を醸成し、広げる場を設定する。(県)

②家庭への支援体制の強化

家庭の教育力向上については、各学校が課題意識を持ち様々な働きかけを行っているが、学校がどこまで関与できるかなどの課題がある。この課題解決のため、県は、市町村や関係部局などと連携した仕組みづくりを検討する。(県)

③地域ぐるみの子育て

各学校が、家庭や地域からの支援を求めることは責任放棄ではなく、むしろ一緒に取組を進めるために必要なことである。このためにも、各学校では積極的に情報発信を行い、家庭や地域と一緒にやってほしいことを具体的に示す。また、学校の求めと地域の力をマッチングさせるコーディネート機能を充実させる。(県・市町村・学校)

④県・市町村・学校の双方向の意思疎通

県教育委員会(本庁、教育事務所、教育センター等)、市町村教育委員会、学校は、相互に課題を共有し、思いや意図を通じやすくするため、直接話し合い、提案し合う場を設け、双方向の意思疎通を行う。(県・市町村・学校)